

国見町告示第 28 号

国見町おたふくかぜワクチン任意接種費用助成金交付要綱を次のとおり定める。

令和 8 年 4 月 1 日

国見町長 村 上 利 通

国見町おたふくかぜワクチン任意接種費用助成金交付要綱

(目的)

第 1 条 この告示は、おたふくかぜワクチン接種（以下「予防接種」という。）に係る費用を助成することにより、経済的負担の軽減を行い、接種を受けやすい環境を整備し、おたふくかぜの発症及び重症化を予防するために、おたふくかぜワクチン接種費用の一部を助成(以下「助成金」という。)することについて、必要な事項を定めるものとする。

(助成金の対象者)

第 2 条 助成金の交付対象者は、予防接種を受ける時点において、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 国見町に住民登録があること。
- (2) 1 歳から未就学児の者であること。
- (3) 過去におたふくかぜワクチン接種の費用助成を受けていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、町長は、特に必要と認めた者に対して助成金の交付を行うことができる。

(助成金の額等)

第 3 条 予防接種の助成金の額は、4,000 円を上限とし、助成の回数は 1 回を限度とする。

(助成金の申請)

第 4 条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、国見町おたふくかぜワクチン任意接種費用助成金交付申請書（第 1 号様式。以下「申請書」という。）に必要事項を記入し、次の各号に掲げる書類を添付して町長に申請しなければならない。ただし、申請者が次の各号に掲げる書類等を添付することができない場合

には、国見町おたふくかぜワクチン任意接種助成金交付申請用証明書（第2号様式）の提出をもって次の各号に掲げる書類等に代えることができる。

- (1) 接種費用の支払を証明する領収書及び明細書、支払証明書等（原本）
- (2) 接種記録が確認できる予防接種済証又は接種済の記載がある予診票等（写し）
（審査及び交付決定）

第5条 町長は、申請者から提出された書類に基づき、助成金の交付の可否を審査するものとする。

2 町長は、助成金の交付の可否及び交付の額を決定したときは、国見町おたふくかぜワクチン任意接種費用助成金交付決定（不交付）通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

（交付方法）

第6条 助成金の交付は、申請者から指定された金融機関の口座に振り込むことにより行うものとする。ただし、町長が認める場合は、この限りでない。

（助成金の返還）

第7条 町長は、偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けた者に対し、交付を行った助成金を返還させることができる。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第8条 助成金の交付を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

（関係機関との連携等）

第9条 町長は、助成金の交付を行うことの決定のための調査又は過去に決定した助成金の交付に係る調査のために特に必要と認めるときは、申請書で取得している同意の範囲内で、官公署その他の関係機関に対し、必要な資料の提供を求め、又は事実の確認若しくは聴取を行うことができる。

（その他）

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

第1号様式(第4条関係)

国見町おたふくかぜワクチン任意接種費用助成金交付申請書

[別紙参照]

第2号様式(第4条関係)

国見町おたふくかぜワクチン任意接種助成金交付申請用証明書

[別紙参照]

第3号様式(第5条関係)

国見町おたふくかぜワクチン任意接種費用助成金交付決定（不交付）通知書
[別紙参照]

4 誓約・同意事項 ※該当する項目に✓を入れてください。

この申請に係る住民基本台帳（申請者と被接種者が異なる場合は双方の登録事項）及び医療機関等における情報について、町長が必要と認めるときは調査を行うことに同意しますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
これまでにおたふくかぜワクチン接種を受けたことがありますか。はいの場合、接種回数と接種を受けた自治体名をご記入ください。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 回（ ）
本申請分のおたふくかぜワクチン任意接種費用助成金について、他の自治体から費用の助成を受けたことがありますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
提出に必要な書類を紛失している場合、接種医療機関に再発行等の可否について問い合わせを行いましたか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
申請内容に偽りがあった場合や相違があり支給要件に該当しなかった場合には、交付済の助成金を返還することに同意しますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

【提出書類】

- ・接種費用の支払を証明する領収書及び明細書、支払証明書等（原本）等
- ・接種記録が確認できる予防接種済証（母子健康手帳の提示可）又は接種済の記載がある予診票等（写し可）
- ・被接種者の氏名・住所・生年月日が確認できる書類の写し（申請者と被接種者が異なる場合は双方のもの）※マイナンバーカード、運転免許証などいずれかひとつ
- ・振込先金融機関通帳の写し（振込先確認用）

※申請者と被接種者が異なる、必要書類が不足している等の場合に、追加の資料を求めることがあります。

国見町おたふくかぜワクチン任意接種費用助成金交付申請用証明書

年 月 日

国見町長

（被接種者情報）※申請者が記入

住 所 国見町

氏 名 _____

生年月日 _____年 _____月 _____日

上記の者がおたふくかぜワクチンを接種したことを証明します。

ワクチンの種類	接種年月日	ロット番号	接種量
	年 月 日		mL

医療機関所在地： _____

医療機関名： _____

医師署名又は記名押印： _____

文 書 番 号
年 月 日

様

国見町長

国見町おたふくかぜワクチン任意接種費用助成金交付決定（不交付）通知書

年 月 日付けで申請のありましたおたふくかぜワクチン任意接種費用助成金について、国見町おたふくかぜワクチン任意接種費用助成金交付要綱第5条の規定により下記のとおり通知します。

記

1 交付します

- ・ 交付決定額 円
- ・ 振込予定日 年 月 日
- ・ 振込口座 助成申請書に記入の口座

2 不交付とします
(不交付の理由)